

自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現状と方向性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月十四日

佐藤正久

参議院議長 平田健二殿



自衛隊基地・駐屯地における民間委託の現状と方向性に関する質問主意書

防衛省・自衛隊では、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において、民間活力の有効活用、すなわちアウトソーシングによる合理化・効率化を検討していると承知している。

その方向性については、必ずしも否定するものではないが、この度の東日本大震災への対処からも、自衛隊の基地・駐屯地が震災時の対処の拠点であることが改めて認識されたことを踏まえ、有事における基地・駐屯地の機能の担保、業務の実効性確保及び情報保全の観点から、基地・駐屯地の業務において、自衛官・事務官・技官が行うべき業務及び民間委託が可能である業務についての更なる分析・検討が必要であると考える。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 アウトソーシングが適用される業務について、現在、如何なる分野で実施・検討されているか、詳細について明らかにされたい。

二 業務によっては、アウトソーシングの適用により、基地・駐屯地の自己完結性の低下につながる分野もあると考えるが、この点については、どのように認識しているのか。また、武力攻撃事態等により業務を

委託している者が従事出来ない場合の代替措置については、予備自衛官の活用等を含め、どのように認識しているのか、明らかにされたい。

三 業務によつては、基地・駐屯地の情報保全に影響する分野もあると考えるが、アウトソーシング委託先の従業員の身上調査はどのように実施しているのか。また、現在、基地・駐屯地内における委託業務において外国籍従業員が勤務しているか否かについて明らかにするとともに、その是非・問題点について、政府の見解を示されたい。

四 基地・駐屯地においては、隊員の福利厚生観点から、施設内において、民間委託売店等が営業しているが、基地・駐屯地の情報保全の観点から、委託売店等の従業員の身上調査はどのように実施しているのか。また、現在、基地・駐屯地内における委託売店等において外国籍従業員が勤務しているか否かについて明らかにするとともに、その是非・問題点について、政府の見解を示されたい。

右質問する。